

長崎県公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

改定後	改定前
<p>3 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－２から別表－８によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－６及び表－７とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。 ・現場環境改善費 ・工事場所以外の屋外整理清掃費 ・新たな施策等の試行による特別な費用</p> <p>※表－６、表－７改定無し（記載省略）</p> <p>(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p> <p>4 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、表－３の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものと</p>	<p>3 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 共通仮設費は、表－２の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。</p> <p>(2) 共通仮設費率は、別表－２から別表－８によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表－６及び表－７とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。 ・現場環境改善費 ・工事場所以外の屋外整理清掃費 ・新たな施策等の試行による特別な費用</p> <p>※表－６、表－７改定無し（記載省略）</p> <p><u>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係る鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。</u></p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。</p> <p>4 現場管理費の算定</p> <p>(1) 現場管理費は、表－３の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものと</p>

長崎県公共建築工事共通費積算基準 新旧対照表

改定後	改定前
<p>する。</p> <p>(2) 現場管理費率は、別表-9から別表-15によるものとする。          なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 現場管理費率に含まれる内容は表-3による。</p> <p>(4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。          この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p> <p>5 一般管理費等の算定 (略)</p> <p>付則 この基準は、平成15年 6月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成17年 4月 1日以降に入札執行する工事に適用する。          この基準は、平成23年11月 1日以降に入札執行する工事に適用する。          この基準は、平成24年 5月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成26年 6月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成29年 2月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、令和 6年 4月 1日以降に起工する工事に適用する。  <u>この基準は、令和 6年 7月 1日以降に起工する工事に適用する。</u></p>	<p>する。</p> <p>(2) 現場管理費率は、別表-9から別表-15によるものとする。          なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p> <p>(3) 現場管理費率に含まれる内容は表-3による。</p> <p><u>(4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。</u></p> <p>(5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。</p> <p>(6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。          この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。</p> <p>5 一般管理費等の算定 (略)</p> <p>付則 この基準は、平成15年 6月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成17年 4月 1日以降に入札執行する工事に適用する。          この基準は、平成23年11月 1日以降に入札執行する工事に適用する。          この基準は、平成24年 5月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成26年 6月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、平成29年 2月 1日以降に起工する工事に適用する。          この基準は、令和 6年 4月 1日以降に起工する工事に適用する。</p>